

2 福祉のまちづくり条例推進事業

「福祉のまちづくり」とは、だれもが互いに理解し助け合う環境と、高齢者・障害者や子育て中の方などすべての人が安全・円滑に施設を利用できる環境を整えることにより、地域で安心して生活でき、自分の意思で自由にさまざまな活動に参加できる社会をつくることです。

昭和52年には「福祉の都市環境づくり推進指針」を定め、市民、事業者の理解と協力のもと、建物、道路、駅舎、公園等の整備を図るなど30年以上にわたり「福祉のまちづくり」を進めてきました。

具体的な施策としては、だれもが安心して交通機関を利用できるようにするため、平成2年度に、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置費を補助する制度を設けるとともに、平成3年度からは、車いすのまま乗降できるリフト付き路線バスの導入、平成9年度からは車いす使用者をはじめだれにも乗りやすいノンステップバスを市営バスに導入し、さらに平成10年度から補助制度を設け、民営バス事業者にもノンステップバスの導入促進を図ってきました。

これらの成果や課題を踏まえ、福祉のまちづくりを総合的に進めるため平成9年3月には「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定しました。また「福祉の都市環境づくり推進指針」に代わる整備基準等を規定した施行規則を平成10年1月に制定し、従来は「福祉の都市環境づくり推進指針」で行っていた協議を、条例に基づく事前協議として義務づけました。この条例の中では、市民・事業者・市の協働により福祉のまちづくりを推進するため、基本的な事項を審議するための「福祉のまちづくり推進会議」や「福祉のまちづくり重点推進地区」事業を定めるとともに、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための「福祉のまちづくり推進指針」を策定しています。

平成19年度からは改訂版「福祉のまちづくり推進指針」に基づき、心のバリアフリーなどにも力を入れた事業を新たに展開するなどにより、福祉のまちづくりを推進しています。

1 平成19年度福祉のまちづくり条例に基づく協議等状況

平成18年度までの実績	協議件数			表示板交付施設		
	官庁	民間	計	官庁	民間	計
	830	5502	6332	68	131	199

平成19年度協議実績等 (平成20年3月末現在)	協議件数			表示板交付施設		
	官庁	民間	計	官庁	民間	計
	102	504	606	2	6	8

延べ床面積限定なし	官庁	民間	計
官 公 庁 施 設	11	0	11
福 祉 施 設 (そ の 1)	1	53	54
福 祉 施 設 (そ の 2)	4	28	32
病 院	7	4	11
診 療 所 (患 者 の 収 容 施 設 の あ る も の)	0	1	1
診 療 所 (患 者 の 収 容 施 設 の な い も の)	0	26	26
助 産 所	0	0	0
そ の 他 の 医 療 施 設 等	0	8	8
教 育 施 設	38	21	59
文 化 施 設	3	0	3
集 会 施 設	3	7	10
休 憩 所	1	2	3
金 融 機 関 等 の 施 設	0	3	3
公 益 事 業 施 設	0	0	0
理 容 所 ・ 美 容 所	0	5	5

地	下	街	0	0	0	
公	衆	便	所	2	0	2
計			70	158	228	

延べ床面積 300 m ² 以上	官庁	民間	計
物品販売業を営む店舗	0	41	41
飲食店	1	7	8
サービス店舗	0	1	1
興行施設	1	1	2
遊興施設	0	6	6
計	2	56	58

延べ床面積 1000 m ² 以上	官庁	民間	計
公衆浴場	0	1	1
運動施設	0	6	6
宿泊施設	0	5	5
展示場	1	6	7
事務所・工場	2	58	60
複合施設	2	10	12
路外駐車場	3	2	5
共同住宅	5	184	189
計	13	272	285

	官庁	民間	計
道	4	1	5

	官庁	民間	計
公	5	0	5

	官庁	民間	計
鉄道の駅	4	16	20
軌道の停留所	0	0	0
港湾旅客施設	0	0	0
バスターミナル等	4	1	5
計	8	17	25

2 福祉のまちづくり条例に基づく「福祉のまちづくり重点推進地区事業」の概要

(1) 区主体型福祉のまちづくり重点推進地区事業

平成 19 年度は、中川駅周辺地区（都筑区）を新たに地区指定し、区民、事業者、区の三者協働による福祉のまちづくりを展開しました。

ア 指定地区

中川駅周辺地区（中川駅を中心に半径約 500m）

イ 指定期間

平成 19 年 10 月 25 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

ウ 事業内容

人と人との「であい・ささえあい・わかちあい」の仕組みづくりを目標に、平成 19 年度は、心のバリアフリーが息づくまちの実現に向け、協議会のなかから 4 つの分科会を設け、16 の項目からなる行動計画を策定しました。

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

(1) 目的

鉄道駅舎にエレベーター等の垂直移動施設及び多目的トイレを整備することにより高齢者・障害者などの公共交通機関の利用環境の改善とこれを通じた福祉のまちづくりの推進を図ることを目的としています。

(2) 整備実績（平成 19 年度）

市営地下鉄蒔田駅	エレベーター 3 基（平成 18 年度からの継続事業）
J R 桜木町駅	エレベーター 2 基、多目的トイレ 1 か所
J R 新横浜駅	エレベーター 1 基
京急南太田駅	エレベーター 2 基、多目的トイレ 1 か所
京急黄金町駅	エレベーター 1 基
相鉄三ツ境駅	エレベーター 3 基
相鉄横浜駅	多目的トイレ 1 か所
相鉄上星川駅	多目的トイレ 1 か所

4 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

平成 19 年度はノンステップバスを市営バスに 30 両（累計 412 両）、民営バスに 48 両（累計 308 両）導入しました。

5 福祉のまちづくり推進指針に基づく事業

(1) 心のバリアフリー啓発

主に小学校 4 年生を対象に身近なバリアフリーを学び、日ごろの生活・行動に生かしていただくための啓発パンフレットを作成しました。

(2) 市職員等に対する研修

局区の職員を対象に高齢者疑似体験及び車いす体験を通し、高齢者、障害者の立場を理解し、日ごろの業務に生かす研修を実施しました。計 12 回、約 200 名が受講しました。

また、市職員・民間建築士を対象に高齢者疑似体験、車いす体験と福祉のまちづくり条例施行規則を学ぶ研修を平成 19 年 11 月に 2 回実施。計 38 名が受講しました。

(3) 福祉教育の充実

市立学校教員、地域ケアプラザ職員及び社会福祉協議会職員を対象に、学校・地域における福祉教育の充実、実践事例を学ぶ研修会を平成 19 年 6 月に開催し、247 名が参加しました。

(4) だれもが使いやすい建築物等の整備推進

福祉のまちづくり条例啓発パンフレットを神奈川県、川崎市とともに作成し、建築士などに配布しました。